

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとしており、企業価値の持続的な向上を図るため、経営の迅速かつ的確な意思決定と業務執行に対する監査機能のもと、公正で透明性の高い経営体制と、適時かつ適切な情報開示体制の構築に取り組んでおります。

また、当社は従来より「信用第一主義」を経営の基本方針としており、今後とも株主、取引先、地域社会、従業員などの様々な利害関係者からの信用をより多く得られるよう努めてまいります。

さらに、当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をより明確にするため、平成20年9月に「企業行動規範」を制定しました。当社の役職員は当行動規範に則り、社会的な良識に従って、健全かつ透明性の高い企業活動を行うことが要求されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鳥羽 重良	367,700	7.35
鳥羽 聰子	281,000	5.62
株式会社みずほ銀行	215,500	4.31
鳥羽洋行取引先持株会	174,500	3.49
いちごトラスト	150,000	3.00
鳥羽洋行社員持株会	138,400	2.76
尾日向 宏	136,700	2.73
SMC株式会社	135,000	2.70
チエース マンハッタン バンク ジーティエス クライアント アカウント エスクロウ	123,800	2.47
藤森 立子	123,000	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】についての補足説明

大株主の状況は2015年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか当社所有の自己株式688, 998株(13. 77%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
尾関 真一郎	他の会社の出身者								△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾関 真一郎	○	——	尾関真一郎氏は、他社の取締役・監査役を歴任され、その経験を通じて培われた知識・経験等を当社の経営に活かすため。 なお、同氏は会社との関係において独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人(あづさ監査法人)との連携に関しては、基本的に各決算期間(各四半期を含む)における会計処理及び決算内容に関する会計監査を受けるとともに、その結果に関する意見交換を監査の都度行い、適正な会計処理及び健全な経営の維持に努めております。また、会計監査人の事業所往査、棚卸立会等が行われる場合は、監査役も随行し、独自でも現状分析を行い、その往査結果についての監査役報告会において意見交換を行う等、緊密な連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携に関しては、内部監査報告書を監査役は都度閲覧し、必要に応じて内部監査室に詳細な説明を求め、内容について協議します。重要な事項については取締役会に問題を提起し、改善を図ることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
廣瀬 勝一	弁護士													
森 真一	他の会社の出身者											△		
早崎 信	公認会計士									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬 勝一		——	廣瀬勝一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令並びに企業のコンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しているため。
森 真一		——	森真一氏は、他社の取締役・監査役を歴任され、その経験を通じて培った知識・経験等を当社の経営に活かすため。
早崎 信		——	早崎信氏は、公認会計士並びに税理士として専門的見地から企業の会計及び税務に関して高い知見を有しており、また経営に関する高い見識を有しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の任期を1年と定めております。

各取締役と相談し、特別なインセンティブの付与は行っておりません。基本的には、当該年度の業績に応じて役員賞与を株主総会に議案として提示し株主総会の都度審議していただいております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬等

取締役(社外取締役を除く)	6名	62,971千円
監査役(社外監査役を除く)	1名	9,780千円
社外役員	5名	9,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で決議された総額の範囲内で「役員報酬・賞与内規」によるものとしております。また、その決定方法は、役員の業績評価及び役位別能力、会社の業績や社員の給料とのバランス、役員報酬の業種別・規模別・上場・非上場との比較等を総合的に勘案して決定しております。比較する裏付けとしては、毎年次の政経研究所刊「役員の報酬・賞与・年収」で検証しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1)社外取締役または社外監査役を補佐する担当セクションは、現在ありません。

(2)監査役会は、常勤の監査役が日常の会社の運営状況を監視する体制となっております。常勤監査役は、日常での監査の中で発見した問題については、必要に応じて通知文章を発行するか、監査役会において報告する等の方法によって、社外監査役への情報伝達または、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は以下の通りです。

a.取締役、取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)で構成され、会社の経営目標や経営戦略等、会社の重要な事項を協議・決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。

原則毎月1回開催するとともに、必要に応じ、適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会へは監査役4名も参加し、積極的な意見を求め、客観的、合理的な判断を確保する運営を行っております。

なお、経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としております。

b.監査役、監査役会

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。

監査役設置会社として、監査役4名(常勤監査役1名、社外監査役3名)で監査役会を構成し、原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じ、適宜臨時監査役会を開催しております。

各監査役は取締役会をはじめ、必要に応じて社内の各種会議に出席するほか、各営業所等への往査を行い、役職員の職務の執行状況を隨時監査しております。

c.内部監査

取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、社内の各組織の業務の執行状況について、法令、社内諸規程や業務記述書に基づいて適切に処理されているかについて、定期的かつ厳正に監査を実施しております。監査結果については、取締役社長及び必要な部署に報告する仕組みとなっております。

また、必要に応じて、監査役とも密接に連携し、情報共有化はもとより、効率性・正確性の高い監査活動を行う体制となっております。

d.監査役監査

監査役は、取締役会に全員参加を原則とし、積極的に質疑、意見表明を行っております。その他、内部監査室と密接に連携し、その報告書はすべて閲覧するとともに、状況に応じて各営業所の往査を行っております。

また、会計監査人（監査法人）からは、年2回以上の会計監査内容及び内部統制の状況等に係る報告を受ける体制となっております。

e.会計監査

会社法に基づく、会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査については、あずさ監査法人と契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

f.コンプライアンス体制

全社的なコンプライアンス体制の推進のため、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、原則として年4回以上定例会議を実施する方針であります。

また、内部監査室は社内におけるコンプライアンス体制の整備状況及び運営状況の監査を行っております。

全社員に対しては、コンプライアンスを実践するために作成した「コンプライアンスブック」を、朝礼等の際に繰り返し読み合わせを行うことを義務付け、社員への浸透を図っております。

更に、当社顧問弁護士を公益通報窓口として指定し、社員等からの組織的、または個人的な法令違反行為等について、適切に処理できる体制を整備し、不正行為等の早期発見と是正を図ることに努めております。

g.リスク管理体制

リスク管理体制の強化・推進のため、リスク管理委員会を設置し、原則として年4回以上定例会議を実施する方針であります。また、自然災害やパンデミックなどの際にも、事業を継続していくために必要な体制作りに努めしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由

当社は、監査役設置会社であり、かつ、社外取締役を選任しております。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役は3名を選任しております。常勤監査役1名を含めた4名体制により経営に対する監視を行っております。

更に、取締役の経営判断における客観性・安全性を確保するため、社外取締役も1名選任しております。社外取締役は、独立役員にも選任されており、確実に独立した立場から取締役会に出席するほか、取締役の業務執行において直接報告及び相談を受けること等により、各取締役がより客観性を持った経営判断及び業務執行ができるよう監督しております。

なお、取締役会は総勢6名体制で構成されており、少數制による迅速な意思決定ができる体制であるとともに、社外取締役を選任していることにより、取締役の業務執行における公正かつ客観的な判断が確保できる経営体制であるものと理解しております。今後とも、継続してガバナンス確保を念頭において経営システム構築を目指す方針であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従来より集中日を回避した株主総会の設定を心がけております。本年は、平成27年6月19日(金)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当期におきましては1回(平成26年12月6日・名古屋)実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間・本決算の都度実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	定期的に開催するアナリスト・機関投資家向け説明会の資料を、開催後速やかに当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、社是はもとより、平成20年9月に「企業行動規範」を制定し、役職員の日々の行動に関する指針を明確にしております。当該規範において、ステークホルダーの立場の尊重について明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、平成19年2月に、本社及び全ての営業所で環境国際規格(ISO14001)を取得しております。 また、本社ビル設備にあっては、太陽光発電を採用するなど、環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」において、当社のステークホルダーに対する情報提供に係る透明性を明示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 企業行動規範、社は及び社内諸規程を当社及び当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。

b. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、当社及び当社グループの経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役はそれそれが担当する当社及び当社グループの業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行を監督する体制を構築する。

c. 当社及び当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、当社及び当社グループの取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。当社及び当社グループのコンプライアンス体制として、社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はコンプライアンス委員会の委員長となり、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を社長に報告する。また、コンプライアンス委員会の各委員は、当社及び当社グループのコンプライアンス推進に係る課題及び対応策を協議・承認する体制を構築する。

d. 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して社長及び監査役に報告する体制を構築する。

e. 取締役及び使用人から連絡・相談を受けつける外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し当社及び当社グループの取締役及び使用人は、「企業行動規範」に逸脱する行為、法令及び社内諸規程に違反する行為を知り、またはそのリスクを感じた場合、通報する体制をとることで問題の早期発見・解決を図る体制をとるとともに、公益通報者保護規程に則り当該通報者に不利が生じない措置を講じる体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存、管理するものとし、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。

b. 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる体制を構築する。

c. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社及び当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づき管理委員会を設置して、想定される当社及び当社グループのリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止または発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び災害緊急時マニュアル等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する体制を構築する。

b. リスクを未然に防止するために、社長の直轄組織である内部監査室が、常に当社及び当社グループの各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制を構築する。

c. 当社及び当社グループに不測の事態または重大な経営リスクが発生した場合は、社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う体制を構築する。

b. 業務執行する取締役は、当社及び当社グループの経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する体制を構築する。

c. 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づく効率的運営及び責任体制を確立する。

取締役の職務の執行については、組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。

d. 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的に実行し、その結果を社長に報告する体制を構築する。社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役会に報告する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 關係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。

b. コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・統括する体制を構築する。

c. 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。

d. 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制を構築する。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける体制を構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びに当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役会が、その職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、当社及び当社グループの使用者から補助者を任命することとし、当該使用者配置の具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議し、同意を得たうえで社長が決定する。

b. 当該使用者の人事（人事異動、考課等）に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用者は取締役からの独立性を確保する体制とする。

c. 当該使用者は、他部署の使用者を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

d. 当該使用者が監査役の指揮命令に従わない場合には、監査役会の意見に基づき懲戒処分の対象とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役・監査役等及び使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

a. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する体制を構築する。

b. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社及び当社グループに關し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。これらの監査役に報告すべき事項の報告を受けた者も同様とする体制を構築する。

c. 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する体制を構築する。

- (10)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (9)a又はbの報告を行った当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する体制を構築する。
- (11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制を構築する。
- (12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する体制を構築する。
- b.監査役は、社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制を構築する。
- c.監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う体制を構築する。
- (13)反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
- 市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

平成27年6月19日現在で、特段の決定はしておりません。

買収防衛策の必要性の緊急度は低いと認識しておりますが、将来に備えて調査研究活動に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は明治39年の創業時より、経営理念として「信用第一主義」を貫いてきております。この経営理念を100年に亘り守ってきたことにより、今日の株式会社鳥羽洋行が存在します。このような良き企業文化を将来に亘り継承してゆくことが我々の責務と考えております。
今後は、この企业文化をベースにコンプライアンスを含むあらゆる面での社員教育を行い、社員の啓蒙活動を強化継続してゆく所存であります。

